

会長	副会長	副会長	専務理事	担当理事	係

医推 第 826 号
令和元年 9月30日

(公社) 岡山県医師会長 殿

岡山県保健福祉部長
(公 印 省 略)

医療機能情報提供制度に基づく法定報告（定期）
の周知について（依頼）

このことについて、医療法第6条の3及び岡山県医療機能情報提供制度実施要領に基づき、別添（写）のとおり医療機関の管理者に対し、報告を依頼しておりますので御了知いただくとともに、貴会会員へ医療機能情報提供制度を周知くださるようよろしくお願いいたします。





医推第 826 号
令和元年 9月30日

各医療機関 管理者 殿

岡山県保健福祉部医療推進課長
(公 印 省 略)

医療機能情報提供制度に基づく法定報告（定期）について

保健医療行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和元年度法定報告を次のとおり報告してください。医療機能情報提供制度は医療法第6条の3により報告していただくもので、報告していただいた情報は県ホームページの岡山県医療機能情報提供システム（おかやま医療情報ネット：<http://www.qq.pref.okayama.jp>）で公表しています。

つきましては、同封の手引き等を御確認いただき、御報告をよろしく願います。

記

- 1 提出期限 令和元年11月5日（火）
- 2 基準日 令和元年10月1日（火）
- 3 同封の書類
 - ・岡山県医療機能情報提供制度実施要領（制度の概要）
 - ・医療機能情報の法定報告（定期）の留意事項
 - ・入力事項に関する留意点
 - ・常勤医師等の取扱いについて
 - ・システムでの報告方法（概要）
 - ・記入にあたっての注意事項
 - ・医療機能情報報告書・調査票}（紙の調査票による報告者のみ）
- 4 報告の方法 システムまたは紙の調査票による報告
- 5 その他

今回の法定報告から報告項目が新しく追加されています。参考として新旧対照表を同封しておりますので、御確認の上、記入をお願いいたします。

（なお、助産所の報告項目は変更がないため、同封しておりません。）

【連絡先】

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県保健福祉部医療推進課

医事班 担当 江田

TEL 086-226-7403, 086-226-7322 FAX 086-224-2313